

「在宅医療を選択するあなたを支えます」
～心強い味方、在宅医療・介護・福祉チームについて知ろう～

訪問看護ステーションについて

訪問看護ステーションTERMS
訪問看護認定看護師
管理者 久保谷美代子

訪問看護は、どんなサービスですか？

看護師等がお宅に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行います。健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。

主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置も行います。

自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護も行います。

訪問看護は主治医や他機関とのかけ橋です！

「訪問看護指示書」を発行してくれた医師と連携を取りながら、定期的な訪問看護の提供及び24時間・365日の緊急時対応を行います。

また、ケアマネジャーや在宅ケアチームの方々とも連携をとっていきます。

利用者が自宅で療養している場合

主治医に相談

主治医に相談する

主治医が、診察後に訪問看護ステーションに指示書を交付する

ケアマネジャーに相談

ケアマネジャーが、主治医に相談する

ケアマネジャーが、訪問看護ステーションに相談する

主治医に相談し、指示書の交付を依頼する

訪問看護Stに相談

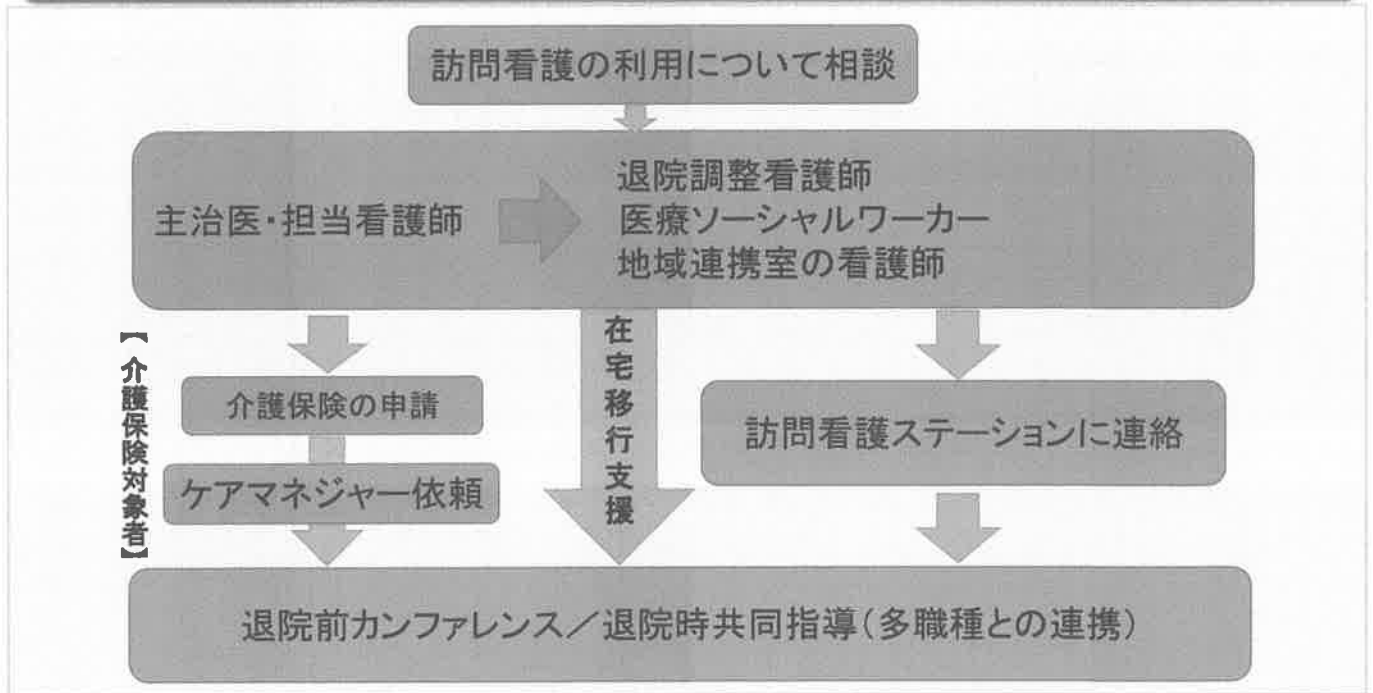
訪問看護ステーションに相談

主治医・ケアマネジャーの有無を確認

- ①主治医に相談し、指示書の交付を依頼する
- ②同時にケアマネジャーに相談する

訪問看護ステーションと契約後に、担当訪問看護師はご本人やご家族の希望を確認しながら、「訪問看護計画書」を作成し、利用者またはご家族の同意を得て、訪問看護を開始する

利用者が入院している場合



訪問看護内容

病状・障がいの観察と看護

- 心身の状態観察
- 異常の早期発見
- 疾病予防や健康管理



療養生活の指導

- 食事・排泄・運動などの療養生活上の助言
- 日常生活のリズム



療養生活上の必要な看護援助

- 清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄などの清潔ケア
 - ◇皮膚を清潔に保つ
 - ◇心身の状態・皮膚のトラブルや関節の動きなどの観察
 - ◇医師と連携のもとでの必要な処置
- 食事・水分・栄養摂取の管理とケア
 - ◇脱水・栄養障がい・誤嚥などのトラブル予防のための適切な援助・助言
 - ◇胃瘻など経管栄養の管理
- 排泄管理とケア
 - ◇排泄のコントロール(服薬指導や浣腸、摘便など)
 - ◇排泄に伴うトラブルへの対処
 - ◇ストマ(人工肛門・人工膀胱)のパウチ交換や皮膚トラブル予防のための適切な処置や援助・助言
- その他 ◇利用者の状況に応じた必要とされる看護援助



服薬の管理

- 薬の効果管理
- 服薬に関する助言
- 副作用の観察



褥瘡や創傷の処置・予防

- 定期的な観察や評価
- 医師の指示に基づいた処置
- 褥瘡予防の相談・助言



医療機器の管理・操作援助・指導

- カテーテル・在宅酸素・人工呼吸器・在宅中心静脈栄養・
ストマ・吸入・吸引・気管カニューレ・腹膜透析などの管理
- 医療機器の使用方法、管理上の相談・助言
- 緊急時の対応・相談助言



認知症・精神疾患の看護

- 認知症の症状はさまざま。負担が軽くなるよう、主治医と協働し、服薬調整や介護方法、サービスの指導の相談などのお手伝い
- 精神疾患では、心身の健康状態を観察し、服薬の管理、治療の継続、生活リズムの調整、必要なサービスの活用などを多職種と協働・連携



終末期看護

➤ 主治医と連携しながら、最期までその人らしく、尊厳のある有意義な時間が過ごせるように、苦痛や倦怠感などの緩和のための医療処置や看護、精神的な支援



訪問看護利用料金について(疾患や病状により利用保険が違う)

介護保険利用の場合

訪問看護費 30分未満 467単位(4,996円)
 30分～60分未満 816単位(8,731円)
 60分～90分未満 1118単位(11,962円)
 サービス提供体制強化加算 6単位(64円)×回数
 緊急時訪問看護加算 574単位(6,141円)／月

特別管理加算(カテーテル類や医療機器使用)
 500単位(5,350円)又は250単位(2,675円)／月
 ※ (その他、状況に応じた加算あり)

例) 月に4回(60分未満)の訪問看護を利用した場合
 訪問看護費 816単位(8,731円)×4日=34,924円
 サービス提供体制強化加算
 6単位(64円)×4回=256円
 緊急時訪問看護加算 574単位=6,141円
 合計 41,321円

※ 自己負担が1割の場合 4,132円
 ※ 自己負担が3割の場合 12,396円

医療保険利用の場合

基本療養費 I 1回 5,550円
 管理療養費 月の初日 7,400円
 月の2日以降 2,980円×日数

24時間対応体制加算 6,400円／月

特別管理加算(カテーテル類や医療機器使用)
 5,000円又は2,500円／月
 ※ (その他、状況に応じた加算あり)

例) 月に4回の訪問看護を利用した場合
 基本療養費 I 5,550円×4日=22,200円
 管理療養費 7,400円+2,980円×3日=16,340円
 24時間対応体制加算 6,400円
 合計 44,940円

※ 自己負担が1割の場合 4,494円
 ※ 自己負担が3割の場合 13,482円